

龍ヶ崎市低入札価格契約取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、契約上の義務の適正な履行を確保することが必要と認められる契約（以下「低入札価格契約」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、発注予定金額が次の各号に掲げる業種ごとに定める額を超える入札であって、低入札価格契約を行う基準となる額（以下「低入札基準価格」という。）を設ける必要があると市長が認める入札に適用する。ただし、龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱が適用される入札にあっては、この限りでない。

- (1) 建設工事又は製造の請負 200万円
- (2) 測量・建設コンサルタント 100万円
- (3) 維持管理業務及びその他役務の提供（ただし、電気通信利用役務の提供を除く。） 100万円

(低入札基準価格)

第3条 低入札基準価格は、有効な全入札額の平均額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、1円未満の額を入札額とする必要がある入札の場合は、1銭未満の端数を切り捨てた額とする。

(予定価格書への記載)

第4条 市長は、第2条の規定により低入札基準価格を設けた場合は、龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市規則第6号。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する予定価格書に、当該低入札基準価格として、「全入札平均価格の70%」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、低入札基準価格を設けた入札を行う場合は、一般競争入札にあっては規則第9条第2項の規定により入札公告に、指名競争入札にあっては指名通知書にその旨を記載して入札参加者に周知するものとする。

(契約保証金)

第6条 市長は、低入札価格契約においては、契約を締結する者をして契約金額の100分の15以上の額の契約保証金を納めさせるものとする。なお、

当該低入札価格契約が単価契約の場合は、当該単価契約における契約単価に
予定数量を乗じて得た額を契約金額とみなすものとする。

付 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。ただし、平成16年12月
31日までは試行とする。

付 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

付 則（令和7年3月28日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。